

事項	取組状況（平成17年度）
<p><b>（7）未適用事業所の適用の推進</b></p> <p>①健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大</p>	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした結果、平成17年度においては、4,013事業所（延べ5,773事業所）に対して重点加入指導を実施し、11事業所に対して立入検査等を実施し職権による適用を行った。</p> <p>○平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権による適用を行うべき対象の拡大を図っている。（重点加入指導：従業員10人以上の事業所、職権による適用：従業員15人以上の事業所）</p>
<p><b>（8）労働保険との徴収事務の一元化</b></p> <p>①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る</p>	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、</p> <p>①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</p> <p>②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</p> <p>③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること</p> <p>について、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>
<p><b>4. 予算執行の無駄の排除</b></p> <p><b>（1）不適切な予算執行の排除</b></p> <p>①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない</p> <p>②年金福祉施設等の整理合理化</p>	<p>○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、平成22年9月までに整理合理化を行うこととしている。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
③調達コスト削減目標の設定	<p>○調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に向けて取り組んだ。その結果、調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）を達成したところである。</p>
④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、職員19名に対し、処分を行い、併せて監督者14名に対しても処分を行った。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p><b>(2) 予算執行の透明性の確保</b></p> <p>①競争入札及び企画競争の原則化</p>	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。</p> <p>○調達業務における競争性・透明性を確保し、その取組を着実に実施するため、随意契約件数について、対前年度の20%以上の削減及び100万円以上の契約における競争入札割合を60%以上とする目標値を設定し、その達成に向けて取り組んだ結果、随意契約件数の削減割合は38%、競争入札割合は51%となった。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度以降の予算及び平成15年度以降の決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>
<p><b>（3）新たなチェックシステムの導入</b></p> <p>①調達委員会の設置</p>	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、平成18年3月までに32回開催。</p> <p>○地方社会保険事務局においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②予算執行についての内部監査の強化	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成17年度の会計監査は、全地方社会保険事務局を対象に、契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制、随意契約の締結状況等について重点的に実施。その結果、59事項700項目以上に及ぶ指摘を行い、指摘を受けた事務局のみならず、他の事務局においても自主点検を実施し、改善を講ずるよう指示することにより、適正な会計処理の徹底を図ったところである。</p> <p>○平成18年度の会計監査については、17年度同様全ての地方社会保険事務局を対象に、会計事故防止の取り組み状況、内部監査や内部牽制体制等の状況、平成17年度会計監査で指摘した事項の改善状況等について重点的に実施することとしている。</p> <p>また、監査業務のブロック化が予定され、地方社会保険監察官が集約して配置されることから、ブロック化を見据えた監査を実施することとしている。</p>
<p><b>（4） 予算積算と決算との乖離の是正</b></p> <p>①執行結果の予算要求への反映</p>	<p>○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映させることとしている。</p>
<p><b>（5） 事業コストの管理・分析</b></p> <p>①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用</p>	<p>○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理に役立っているところである。</p>

事項	取組状況 (平成17年度)
<p><b>5. 個人情報保護の徹底</b></p> <p>①個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組の実施</p>	<p>○社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成17年12月27日付で業務目的外閲覧行為者等2,694人の処分を行い、併せて監督者等579人の処分を行った。</p> <p>○業務目的外閲覧の発生を受け、平成18年1月に特別集中研修を全職員を対象に実施し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図ったところであり、今後も個人情報保護の重要性についての認識が徹底されるよう、継続的に実効性のある職員研修等の取組を行うこととしている。</p>
<p><b>6. 意識改革の徹底</b></p> <p>①内部改善提案制度の創設</p>	<p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p> <p>(平成18年3月末現在)</p> <p>改善提案件数 1,261件</p>

事項	取組状況（平成17年度）
②職員行動規範の策定及び徹底	<p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①お客様第一</li> <li>②国民へのサービスの向上</li> <li>③安心と信頼</li> <li>④公平・公正</li> <li>⑤個人情報の保護</li> <li>⑥法令遵守・公務員倫理</li> <li>⑦コスト意識</li> </ul> <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>
③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より、全国8ブロックで本庁主催の研修を実施の上、社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、本庁幹部職員及びブロック担当事務局長を構成員とする「人事評価制度運営会議」を平成18年3月27日に開催し、18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施。</p>

事項

取組状況 (平成17年度)

④社会保険事務局・事務所グランプリの実施

○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。

○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門の実績評価を行い、平成17年度の実績に関する長官表彰については、平成18年9月に実施。

(事業実績掲示板 掲載事項)

①適用処理状況に関するもの

- ・健保・厚年の事業所調査に係る  
実施状況、適用促進実施状況

②徴収状況に関するもの

- ・健保・厚年の保険料収納率、  
差押状況
- ・国年の行動目標進捗状況、  
強制徴収の実施状況

③サービススタンダードに関するもの

- ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等
- ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等

○平成17年度において、社会保険事業の運営上、特に重要な事業として、健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の口座振替の加入促進事業を特別表彰対象事業とし実績評価を行い、実績に関する長官表彰については、平成18年9月に実施。



事項	取組状況（平成17年度）
⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	○本庁と地方との人事交流については、平成17年度以降の人事異動において、出向先社会保険事務局数を38事務局（161人）から47事務局（183人）に拡大する一方、地方職員の本庁配置数を32人（23事務局）から89人（43事務局）に拡大し、全社会保険事務局との人事交流を推進。（平成18年6月末現在）
⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	○地方職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関し、平成17年10月の人事異動においては、2名の登用を実施。
⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	<p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを実施。</p> <p>○平成17年9月から、社会保険大学校の職員研修における事例研究の成果を社会保険庁LANに掲載することにより、業務改善等に資する情報の共有化を図っている。</p> <p>○さらに、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」（平成18年3月末現在 2回開催）の御議論を踏まえ、引き続き、職員研修の見直し、充実を図ることとしている。</p>
⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	<p>○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、大学校研修への参加が困難な者の受講機会を確保することとしている。</p> <p>○平成18年度からは、年金相談業務についても、同様に通信研修を実施予定。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p><b>7. 組織内部の改革</b></p> <p>①社会保険事業運営評議会の設置</p>	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催（平成18年7月末現在、13回開催）。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>
<p>②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置</p>	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、経済界の協力を得て、2名の最高顧問を迎えるとともに、社会保険庁内に設置した「社会保険庁改革推進本部」において、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめ、11名の民間出身職員を配置。（平成18年7月末現在）</p>
<p>③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置</p>	<p>○平成16年10月に、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置。</p> <p>○また、平成17年2月に法令遵守委員会の下に、各組織毎に法令遵守推進者を設置し、公務員倫理、個人情報保護をはじめ、関係法令等の法令遵守に関する研修を行い、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
④社会保険事業計画の見直し	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成18年度事業計画については、平成18年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。</p>
⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	<p>○社会保険庁においては、年金の給付誤りについては、まず、事象が明らかになった時点で速やかに公表し、その後、件数や金額が確定した時点でも改めて公表することとしている。この方針の下、平成17年度においても引き続き、個別事象の判明の都度、順次公表し、社会保険庁ホームページにも掲載している。</p> <p>○また、給付誤りを未然に防止することはもちろん、万が一発生した場合には早期に発見し対応することで過払い額や未払い額を最小限にすることができるよう、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表する「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を平成17年6月に社会保険業務センター内に設置した。</p> <p>（参 考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度における年金の給付誤りに係る公表の実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年7月29日 老齢基礎年金繰下制度の改善に伴う事務処理の誤りについて</li> <li>○ 平成17年9月14日 年金裁定時等における年金額計算の誤りの概要について 他</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 公表の内容については、社会保険庁ホームページ（ホームページアドレス「<a href="http://www.sia.go.jp">http://www.sia.go.jp</a>」）においても掲載している。</p>

# 「事業実績報告」と「実績評価」について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成 13 年 3 月事務次官通達) (中央省庁等改革基本法 第 16 条第 6 項)



〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価



目標設定  
(2 月)



実績報告



実績評価

社会保険庁

社会保険事業計画

運営評議会への  
中間報告

実績報告

翌年度の計画  
への反映

〇具体的な事業運営方針及び実施計画を策定 (3 月)